

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}	令和 年 月 日
被保険者記号・番号	—
被保険者 (フリガナ) 氏 名	
被扶養者 (フリガナ) 氏 名	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
労働時間延長等が行われるもしくは行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
労働時間延長等が行われるもしくは行われた理由	<input type="checkbox"/> 繁忙による残業手当の増加 <input type="checkbox"/> 人手不足(退職による業務量の増加) <input type="checkbox"/> 人手不足(休職による業務量の増加) <input type="checkbox"/> 業務受注好調による業務量増加 <input type="checkbox"/> その他()
上記期間における当事業所での労働による 年収見込み額もしくは実績額	円

※4 健康保険被扶養者異動届に必要な書類（異動届裏面参照）を添付のうえ申請してください。

(裏面あり)

～事業主の証明による被扶養者認定Q & A～

Q. 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にするとのことですが、「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

A. 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、保険者による円滑な被扶養者認定を図るものです。

その上で、「一時的な収入変動」の具体的な上限額については、

- ・仮に上限を設けた場合、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと
- ・一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断が困難であること

からお示しすることは困難ですが、各保険者において雇用契約書等も踏まえつつ、当該増収が一時的なものかどうか確認いただくこととなります。

なお、法令・通知等に基づき、

- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合
- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る場合には、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶養者の認定が取り消されることとなります。

Q. 今回の措置（事業主証明による被扶養者認定円滑化）は時限でしょうか。

その場合、いつまで実施されるのでしょうか。

A. 今回の措置を含む「年収の壁・支援強化パッケージ」は、いわゆる「年収の壁の当面の対応として導入するものであり、さらに制度の見直しに取り組むこととしています。

制度の見直しについては、令和7年（2025年）に予定している、次期年金制度改革に向けて、

社会保障審議会年金部会において議論を開始したところであり、その制度改革の内容も踏まえつつ、パッケージに係る今後の対応について検討してまいります。

Q. 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）はいつから開始されるのでしょうか。また、今回の措置の開始前の扶養認定に遡及されるのでしょうか。

A. 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、本Q & Aの発出日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

なお、発出日前の扶養認定及び被扶養者に係る確認については遡及しない取扱いとします。

Q. フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となるのでしょうか。

A. 今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、他律的な収入変動による場合が対象となります。そのため、特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある者について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、対象になります。

Q. 事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当するというのでしょうか。

A. 雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。また、社会保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。

※なお、Q & Aは一部抜粋したものにりますので詳細に関しては厚生労働省のHP「年収の壁・支援パッケージ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)のQ & Aの最新情報をご確認ください。

以上